

大手町・丸の内・有楽町地区地域ルールの適用審査手順書

1. 目的

地域ルールに則り、地区の駐車場整備を適正に推進し、地区交通の安全や路上駐車車両の路外駐車場への誘導を目的に、申請された地域ルールの適用について、付置義務駐車場整備計画等の適正を審査するための、手順及び審査内容を示す。

2. 審査手順

付置義務駐車場の緩和等の申請に対し、次の手順で申請内容の可否を審査する。

- (1) 申請者は、申請書に必要事項を記入し、添付資料、確約書とともに駐車協議会に審査を申請する。
- (2) 駐車協議会は、策定協議会に審査を付託する。
- (3) 策定協議会は予め選任した専門委員に対し、申請内容の評価を依頼する。
- (4) 策定協議会は専門委員の評価結果を参考にして審査し、駐車協議会はその結果を受け、審査結果を申請者に回答（台数、条件等）並びに東京都・千代田区へ報告する。

3. 審査項目と審査内容（専門委員）

専門委員は、申請された駐車場整備計画について、以下の項目と内容に関して評価を行う。

(1) 将来駐車需要量

開発に伴う将来駐車需要量(平日、休日、ピーク時、最大滞留台数など)と予測の前提条件・使用した原単位、予測手順など、適正に予測がなされているか。

(2) 駐車場整備必要量

駐車需要に対し、適正に整備量が判断されているか。

(ピーク集中、周辺地区駐車需要などへの配慮と対応方法・・・個別建物での対応、街区での対応、ブロック(300m 徒歩圏を考えた複数街区の広がり)での対応性などを検討。この際、受け皿となる街区内、ブロック内の周辺駐車場の利用可能性(利用状況、利用許可等)を確認する。

①大店立地法指針に基づく駐車場台数への配慮

②身体障害者用駐車マス整備の配慮

(3) 地区交通の安全性、地区交通計画との整合性

出入り口位置の配置、入出庫通路、導線計画の適切性など（入庫処理能力（発券機の処理能力、機械式駐車場の処理能力等も含む）・通路構成等など、入庫待ちの外部影響しないことへの配慮）

交通影響調査結果等を踏まえた地区交通との整合性の配慮

(4) 路上駐車削減に対する配慮

荷捌き・物流車への配慮

タクシー等の乗降、車寄せなどへの配慮

路外駐車場への誘導策、料金、情報提供、案内等。協議会が行う
対策との整合性など

(5) その他特別に配慮すべき事項

自転車、自動二輪車（原付自転車を含む）駐車に対する配慮

4. 地域ルール適用の協議（策定協議会）

策定協議会は、専門委員の評価結果を受け、申請に対する地域ルールの適用を協議し、駐車場整備計画（駐車場台数）及び、適用に際しての条件を決定する。

なお、申請内容につき、策定協議会会長の判断により書面開催による審査とすることができる。この場合、策定協議会事務局は、提出された申請書類一式及び専門委員の評価結果を委員宛送付し、委員は審査の後、策定協議会宛審査結果を回答する。策定協議会は委員の二分の一以上の返答により成立しているものとし、返答者の過半数の賛成により議決することとする。

書面開催による審査とした場合、適用に際しての条件を協議する必要がある場合は、策定協議会を開催し、その内容を決定する。

また、地域ルールの適用が不適と判断される場合は、駐車協議会を通じ申請者に駐車場整備計画の改善の要請、または地域ルールの適用不適と回答する。

5. 審査期間

標準として30日間

6. 確認

申請建物完成後、駐車協議会は、駐車場整備計画及び駐車対策を確認する。

必要駐車台数検討・審査フロー（例）

（原単位等は、地域に適したデータを検討使用）

